

# 正本

上告受理申立事件番号 東京高等裁判所 [REDACTED]

申立人 国(処分行政庁 仙台中税務署長)

相手方 [REDACTED]



## 上告受理申立て理由書

平成24年12月21日

最高裁判所 御中

申立人指定代理人	青野洋士	[REDACTED]
	藤谷俊之	[REDACTED]
	小山綾子	[REDACTED]
	福住豊	[REDACTED]
	森下麻友美	[REDACTED]
	南部崇徳	[REDACTED]
	菊池豊	[REDACTED]
	楠野康子	[REDACTED]
	大石穂	[REDACTED]
	鈴木晋	[REDACTED]

若木淳



加藤雅也



第1 はじめに	5
1 事案の概要及び争点	5
2 原判決の要旨	6
3 上告受理申立て理由の骨子	9
第2 原判決の判断には、所得税法37条1項の法令解釈の誤りがあること	—10
1 所得税法の構造と所得分類の意義	10
2 所得税法37条所定の必要経費は、当該所得を生ずべき業務に該当する活動に直接関係して支出された費用であり、かつ、業務の遂行上必要な費用に限られること	11
(1) 所得税法37条所定の必要経費に該当するための要件について	11
(2) 学説及び裁判例も同様の見解を探っていること	13
3 原判決は所得税法37条1項の解釈を誤っていること	15
(1) 原判決の判断	15
(2) 原判決が指摘する点は、必要経費とされるために事業との直接関係性は要求されないとする解釈を導く根拠とならないこと	16
(3) 小括	17
第3 本件各支出が所得税法37条1項の必要経費及び消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当することを認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用の違反があること	—18
1 本件各支出は、所得税法37条1項の必要経費に該当せず、消費税法上の課税仕入れにも該当しないこと	18
(1) 相手方が弁護士会等の役員等として行う活動は、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務には該当しないこと	18
(2) 本件各支出は、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務に該当する活動において支出されたものではなく、弁護士業に係る事業収益を生み出すために必要なものであったとも認められないこと	19

(3) 会務活動により弁護士業に係る事業ないし業務に有益な影響が生ずる可能性をもって、当該事業ないしその業務に直接関連して支出されたものということはできないこと	20
(4) 小括	21
2 本件各支出が相手方の事業所得の必要経費及び消費税法上の課税仕入れに該当すると判示した原判決は、所得税法37条及び消費税法2条1項12号の解釈適用を誤ったものであること	21
(1) 原判決の要旨	22
(2) 原判決は所得税法37条1項及び消費税法2条1項12号の解釈適用を誤っていること	22
(3) 弁護士会等の活動の特殊性はその活動に要する支出を弁護士個人の事業所得の必要経費とする理由とはならないこと	23
第4 原判決の示した判断は、課税実務に与える影響が大きく、法令解釈に関する重要な事項を含むこと	30
第5 結語	31

申立人（一審被告、被控訴人）は、本書面において、上告受理申立ての理由を明らかにする。

略語は、本書面で新たに用いるもののはかは、原判決の例による。

## 第1 はじめに

### 1 事案の概要及び争点

本件は、弁護士業を営み、■弁護士会会长や日本弁護士連合会（日弁連）副会长等の役員を務めていた相手方（一審原告、控訴人）が、これらの役員等としての活動に伴い支出した費用、具体的には、(A)これら弁護士会等（■弁護士会、日弁連及び■弁護士連合会（■弁連））の役員等（弁護士会等の役員の予定者及び前任者、弁護士会等の各種委員会の委員等を含む。以下同じ。）として酒食を伴う懇親会等に出席する活動に伴い支出した費用（懇親会等における自己ないし同席者の飲食費。以下「(A)の類型の費用」という。); (B) ■弁護士会会长又は日弁連副会长に立候補するための活動費用として支出した費用（以下「(B)の類型の費用」という。）、(C)その他の諸費用（日弁連事務次長の父親の逝去に伴う香典等。以下「(C)の類型の費用」という。）を、相手方の事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税及び地方消費税（消費税等）の額の計算上課税仕入れに該当するとして、所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、処分行政庁が、これらの支出は、所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することはできず、また、消費税法2条1項12号に規定する課税仕入れには該当しないなどとして、所得税及び消費税等の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（本件課税処分等）を行ったのに対し、相手方が、これらの支出の大部分（一審判決別紙9及び10記載の各支出）が、事業所得の金額の計算上必要経費に当たり、また、消費税等の額の計算上課税仕入れにも該当するとして、本件課税処分等の一部の取消しを求める事案である。

本件の争点は、(A)ないし(C)の各類型の費用に分類される各支出を、相手方の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否かであり、具体的には、上記各支出が所得税法37条1項所定の「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」(一般対応の必要経費)に該当するか否かという点にある(原判決3ページ、一審判決6、19及び20ページ)。なお、所得税法上の一般対応の必要経費に算入することができないものは、消費税法上の課税仕入れにも該当しない(原判決16ページ、一審判決41ページ)。

一審東京地方裁判所は、(A)ないし(C)の各類型の費用の全ての支出について、いずれも相手方の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできず、消費税法上の課税仕入れにも該当しないとして相手方の請求を全部棄却したため、相手方は、これを不服として、原審東京高等裁判所に控訴を提起した。

## 2 原判決の要旨

原判決は、要旨、以下のとおり判示して、相手方が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、相手方が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得に係る一般対応の必要経費に該当するとともに、消費税法上の課税仕入れにも該当するとした上で、(A)ないし(C)の各類型の費用のうち、(C)の類型の費用については一般対応の必要経費に当たらないとしたものの、(A)及び(B)の各類型の費用のうち、それぞれ一部の支出(原判決15ページ21行目から16ページ7行目まで参照)が一般対応の必要経費に該当するとして、相手方の本件課税処分等の取消請求を一部認容した。

なお、以下では、一審判決別紙9及び10記載の各支出のうち、原判決で必要経費に該当すると認められた支出だけを「本件各支出」という。

(1) 事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経

費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である（5ページ）。

一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであるとの申立人の主張については、所得税法施行令96条1号が家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が「事業所得を・・・生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要であれば、その業務と関連するものもあるというべきであり、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味が必ずしも明らかではないことからすれば、上記主張は採用することができない（5ページ）。

(2) 弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為の効果は弁護士会等に帰属するものであるから、相手方が弁護士会等の役員等（弁護士会の各種委員会の委員等を含む。）として行う活動は弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、相手方の「事業所得を生ずべき業務」に該当すると認めることはできないがそうであるからといって、その活動に要した費用が相手方の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。なぜなら、相手方が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、相手方が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当することができるからである（8、9ページ）。

(3) 弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるということができるから、弁護

士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である(10ページ)。

(4) 以上の観点から支出された費用を個別に検討すると、次のとおりとなる。

ア (A)の類型の費用に分類される支出は、弁護士会等の役員等である相手方が出席した酒食を伴う懇親会等の費用であるが、そのうち、①所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、②弁護士会等の業務に關係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であって、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

また、弁護士会等の役員等が、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるといえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である(ただし、上記①ないし④の各費用について、二次会に係るものは除く。10ないし13ページ)。

イ (B)の類型の費用に分類される支出のうち、弁護士が弁護士会等の役員に立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、こ

れに該当しないと解するのが相当である。

相手方が日弁連副会長に立候補するために、日弁連副会長候補者選挙規程（10条1項）に基づき納付した費用（一審判決別紙10の番号17-31）は、立候補するために不可欠な費用であると認めることができるので、相手方の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当する（13, 14ページ）。

### 3 上告受理申立て理由の骨子

(1) 事業所得の金額の計算上、所得税法37条1項が規定する一般対応の必要経費に算入されるのは、事業所得を生ずべき「業務について」生じた費用であるから、当該業務に該当する活動を行う上で直接生じた費用であり（以下「事業との直接関係性」という。）、かつ、当該業務の遂行上必要であるもの（以下「事業遂行上の必要性」という。）に限られると解すべきところ、原判決は、ある支出が事業所得の計算上必要経費として控除されるためには事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な費用でありさえすれば足りるとし、その費用が事業所得を生ずべき業務活動を行う上で生じたものであること（事業との直接関係性）を要しないとする点で所得税法37条1項の解釈を明らかに誤ったものであり、少なくともこれまでの高等裁判所の判決と相反する判断をしたものである（後記第2）。

(2) また、本件各支出は、原判決も判示するとおり、相手方が弁護士会等の役員等としての会務活動に関連して支出されたものであり、相手方の弁護士としての事業所得を生ずべき業務に該当する活動において支出されたものではないし、その業務を遂行する上で必要なものともいえない。このように、本件各支出は、弁護士としての事業所得を生ずべき「業務について」生じた費用ではないから、所得税法37条1項の正当な解釈を踏まえれば、必要経費には該当しないというべきである。それにもかかわらず、原判決は、弁護士会等の活動が弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資す

るものであることを理由に、相手方が弁護士会等の役員等としての会務活動に必要な費用であると認められ（(A)の類型の費用の関係）、あるいは、弁護士会等の役員に立候補するために不可欠な費用であれば（(B)の類型の費用の関係）、弁護士業に係る事業所得の金額の計算上一般対応の必要経費に該当し、かつ、消費税等の計算上課税仕入れに該当すると判示しているものであり、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令解釈の違反がある（後記第3）。

(3) そして、原判決の示した一般対応の必要経費に該当するか否かの判断枠組みや、弁護士会等の役員等として会務活動を行うために必要な費用やその役員等に立候補するのに不可欠な費用が弁護士業に係る事業所得の金額の計算上一般対応の必要経費に該当するという解釈は、これを容認した場合、本件の個別事案にとどまらず、弁護士会はもとより、医師会、司法書士会、弁理士会等の他の士業会の会務活動に付随する支出に係る課税実務全般にも多大の影響を与えるものであり、本件は法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる（後記第4）。

## 第2 原判決の判断には、所得税法37条1項の法令解釈の誤りがあること

### 1 所得税法の構造と所得分類の意義

所得とは、担税力を増加させる経済的利得を意味するが、所得税法は、法人税法とは異なり、個人の所得を10種類に分類して区分し、それぞれに独自の所得金額の計算方法を定めている（所得税法23条ないし35条）。これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提の下に、税の公平負担の観点から、各種所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定めるとともに、それぞれの態様に応じた課税方法を定めたものである（金子宏「租税法（第十七版）」192ページ）。このような所得の取得や発生に関する事情の違いは、その所得を得るために必要な費用の発生態様ないし

性質という面における違いとしても現れる。いかなる所得についても、それを得るために要する費用という理論的な意味での必要経費(投下資本の回収部分)を観念することができるが、その具体的な内容や範囲は、所得を得る活動の様様によって異なるため、そのような必要経費の内容や範囲の違いを所得計算に反映させるために、10種類の所得分類が採用されているとも考えられている(谷口勢津夫「税法基本講義(第3版)」257, 258ページ)。

2 所得税法37条所定の必要経費は、当該所得を生ずべき業務に該当する活動に直接関係して支出された費用であり、かつ、業務の遂行上必要な費用に限られること

(1) 所得税法37条所定の必要経費に該当するための要件について

ア 必要経費とは、所得を得るために必要な支出をいうところ、課税の対象となる所得の計算上必要経費の控除を認めるのは、いわば投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにはかならない。これは、原資を維持しつつ拡大再生産を図るという資本主義経済の要請に沿うものである。

そこで、所得税法は、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の各金額の計算上、必要経費の控除を認めており(同法37条1項及び2項)、その他の所得についても、投下資本の回収に当たる部分は課税の対象から除外されている。これを具体的に挙げると、配当所得に係る負債利子(同法24条2項ただし書)、給与所得に係る給与所得控除の一部(同法28条2項)及び特定支出(同法57条の2)、退職所得に係る退職所得控除の一部(同法30条2項)、譲渡所得に係る取得費及び譲渡費用(同法33条3項)並びに一時所得に係る「その収入を得るために支出した金額」(同法34条2項)である。(以上につき、前掲金子・租税法257, 258ページ、谷口・前掲税法基本講義311ないし313ページ)。

イ ところで、所得税法37条1項は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入できる金額は、「総

収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額」(一般に「個別対応の必要経費」という。)と、「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」(一般に「一般対応の必要経費」という。)であると規定する。

所得税法37条1項が定める必要経費としての「費用」は、個別対応の必要経費であれ、一般対応の必要経費であれ、企業の収益獲得過程で収益を得るために費消された経済的価値(谷口・前掲税法基本講義314ページ)あるいは収益を獲得するための価値犠牲分(武田昌輔監修・DHCコンメンタール所得税法3297ページ)を意味するものであるから、所得を正確に算出するためには、必要経費は、それが生み出すことに役立った所得分類ごとの所得に係る収入と対応させ、その収入から控除されなければならない(費用収益対応の原則)。

これを事業所得(所得税法27条)に係る必要経費についていえば、個別対応のものであれ、一般対応のものであれ、いずれについても、当該事業に係る収入を生み出す過程において支出された費用であり、当該事業の遂行上必要な費用であるという関係が要請される。つまり、個別対応の必要経費は、売上原価のように特定の収入との間に直接的な対応関係があるから、その支出によって生じた特定の収入の帰属する年度の必要経費とされ、一般対応の必要経費は、一般管理費のように特定の収入との対応関係を明らかにできないことから、その支出をした年度の必要経費とされるよう、上記2種の必要経費は、その間において収入との関連性に違いがあり、その意味で費用収益対応の態様が異なるものの、いずれの必要経費も、具体的な事業に係る収入を生み出す活動において支出されたものであり、その活動を遂行する上で必要な費用であると客観的に認められることが要請されるのである。

また、個人は、法人とは異なり、所得を得るために活動の主体であると

同時に消費活動の主体でもあり、個人の事業主は日常生活において事業による所得の獲得活動を行っているのみならず、所得の処分として私的な消費活動も行っているから、個人の消費のための支出である家事費と所得を得るための支出である必要経費とを峻別する必要がある。所得税法45条1項1号が家事費を事業所得等の金額の計算上必要経費に算入しないこととしているのは、このような趣旨に基づく。

ウ 以上のとおり、個人の事業主については、その支出につき、消費としての支出(家事費)と必要経費としての支出の区別を厳格に行い、かつ、分類されている各所得の中の特定の所得との結びつきを客観的に明らかにする必要があることから、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、個別対応の必要経費であれ、一般対応の必要経費であれ、事業との関係性を緩やかに解することは相当ではなく、①当該支出が、具体的な事業について、当該事業に係る収入を得るための経済活動において支出されたものであること、すなわち、当該事業に係る収入を生み出す業務に直接関係して支出されたものであり(事業との直接関係性)、かつ、②当該支出が、客観的にみて、当該業務の遂行上必要な支出であること(事業遂行上の必要性)を要するものと解すべきである(佐藤英明・スタンダード所得税法(補正2版)246ページ以下、特に248ページ参照。ただし、個別対応の必要経費は、売上原価のように特定の事業上の収入との間に直接的な対応関係があるため、通常、業務との直接の関係性や業務遂行上の必要性が認められ、これらの要件の有無が問題となる事態は生じないものと思われる。)。

所得税法37条1項が、一般対応の必要経費について、「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」(傍点申立人)と規定しているのも、以上の趣旨に基づくものと解するのが相当である。

## (2) 学説及び裁判例も同様の見解を探っていること

申立人が主張する必要経費に関する見解は、代表的な租税法学者の基本書及び幾多の裁判例においても採用されているところである。

#### ア 学説

金子宏東京大学名誉教授は、その著書において、所得税法上の必要経費につき、「ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業所得と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」（前掲金子・租税法258ページ）としている。

佐藤英明慶應義塾大学教授も、その著書（前掲佐藤・スタンダード所得税法）において、必要経費の制度上の意義として、「所得を得るために特定の経済活動と直接の関連を有し、それを行なうために、客観的にみて必要な支出を「必要経費」という」としている（同書248ページ）。

#### イ 裁判例

東京高等裁判所昭和53年4月11日判決（訟務月報24巻8号1673ページ）は、弁護士である納税者が事件出張の際に依頼者から報酬とともに支払を受けた日当について、具体的な費消状況が明確にされなくともその全額が当然に必要経費として事業所得の金額の計算上控除されるか否かが問題となった事案において、「或る支出が必要経費として控除されうるためには、客観的にみて、それが業務と直接関係をもち、且つ、業務の遂行上必要な経費でなければならない」と判示している。

東京高等裁判所平成8年4月26日判決（租税訴訟資料216号311ページ）は、証券外務員である納税者が顧客の株式取得資金を納税者名義で借り入れた際に負担したと主張する支払利息について、それが事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否かが問題となった事案において、原審判決（東京地方裁判所平成6年6月24日判決（税務訴訟資料201号542ページ））が「業務を営む者が支出した費用のうち、必要経費に算入されるのは、それが事業活動と直接の関連を有し、当該業務の遂

「遂行上必要なものに限られるべき」であると判示した部分を引用し、その判断を是認している。

広島地方裁判所平成13年10月11日判決（税務訴訟資料251号）は、司法書士である納税者が支出した接待交際費や人的繋がりを構築するために加入したとされる各種団体の会費等について、それが事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否かが問題となった事案において、「所得税法37条1項によれば、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、『総収入金額に・・・（中略）』とされているところ、同規定からも明らかだとおり、ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な経費でなければならない。」と判示している。

本件一審判決も、「ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要する」（一審判決20ページ）と判示しており、その判断は正当である。

その他にも同様の判断がされた裁判例として、青森地方裁判所昭和60年11月5日判決（税務訴訟資料147号326ページ）、福岡地方裁判所平成5年5月18日判決（税務訴訟資料195号365ページ）などがある。

### 3 原判決は所得税法37条1項の解釈を誤っていること

#### （1）原判決の判断

原判決は、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要するが、その支出が事業の業務と直接関係を持つことは必要ではないと判示し、その根拠として、①当該支出が事業の業務と直接関係を持つことを求めると解する根拠がないこと、②「直接」という文言の意味も明らかでないこ

と、③所得税法施行令96条1号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、その支出の主たる部分が「事業所得を・・・生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定していることを挙げる（原判決5ページ）。

(2) 原判決が指摘する点は、必要経費とされるために事業との直接関係性は要求されないとする解釈を導く根拠とならないこと

しかしながら、前記2で述べたとおり、所得税法37条1項が一般対応の必要経費について「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」であると規定しているのは、ある支出が必要経費に該当するためには、分類された各所得の中の特定の所得に係る収入を生ずべき業務の遂行上支出することが必要であったことのみならず、当該支出が当該収入を生み出す業務と直接関係して支出されたものであることも求める趣旨であるから、原判決の上記の判断は、前記2(2)イで記載したこれまでの高等裁判所の判決と相反する判断を含み、所得税法37条1項の解釈を明らかに誤っているものといわざるを得ない。

また、所得税法37条1項の「業務について生じた」の意義を緩やかに解することとなれば、分類された各所得のうちのいずれの所得との関係で生じた費用であるのかが不明瞭になるとともに、必要経費の外縁が不明確となり、家事費との区別も厳格に行えなくなることから、その意義については、業務の遂行に「直接」関連して支出された関係が必要であると解すべきであり、そのような解釈を行うべき合理的な理由もあるというべきである。そして、ある支出が業務の遂行に直接関連してされたものか否かを判断するに当たっては、支出目的と業務との関係、支出が業務に寄与する有益性の程度、支出の効果の帰属先（当該業務に帰属するのか業務外に帰属するのか）等といった事情を考慮することになるものと解される。

ところで、所得税法施行令96条1号は、同法45条1項1号の委任を受

けて、家事費と必要経費の両方の性格を持っている家事上の経費に関する経費（家事関連費。例えば一つの建物に店舗と住居の両方が含まれている場合における当該建物の維持費）について、その支出の主たる部分が所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合に、その部分に限って必要経費に算入できることを規定している。前記2で述べたとおり、所得税法37条1項所定の必要経費に該当するか否かの判断においては、家事費との区別のみならず、特定の所得との結びつきを明らかにする必要があるところ、同法施行令96条1号も、当然のことながら必要経費に係る同法37条1項の考え方を前提とするものである。したがって、同法施行令96条1号が、必要経費に算入することができる家事関連費に該当するか否かの判断基準として、その支出の主たる部分が所得を生ずべき業務に必要であることを挙げる趣旨は、その主たる部分が、所得を生ずべき業務の遂行に必要でありさえすれば足りるというものではなく、当該業務に関連して支出されるものであることを当然の含意として含むものであると解される。

そうすると、所得税法施行令96条1号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、その支出の主たる部分が「事業所得を・・・生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定しているからといって、原判決が指摘するように、そのことが同法37条1項の必要経費とされるために事業所得を生ずべき業務との直接の関係性は要求されないという解釈を導く根拠となるものではないというべきである。

### (3) 小括

以上のとおり、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であれば足り、当該業務と直接関係を持つことは必要がないとする解釈の根拠として原判決が挙げる前記①ないし③は、いずれも相当なものではなく、根拠たり得

ないものであり、この解釈を採る原判決の判示（原判決5ページ）は、所得税法37条1項の解釈を誤っており、必要経費の解釈に関するこれまでの高等裁判所の判決とも相反する判断を含むものである。

**第3 本件各支出が所得税法37条1項の必要経費及び消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当することを認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用の違反があること**

**1 本件各支出は、所得税法37条1項の必要経費に該当せず、消費税法上の課税仕入れにも該当しないこと**

**(1) 相手方が弁護士会等の役員等として行う活動は、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務には該当しないこと**

相手方は、本件各支出の内容ないし目的について、いずれも「[ ]弁護士会、[ ]弁連、日弁連の活動の遂行に関して」（訴状第2の1(6)・4ページ）支出したものであるとしている。

相手方はサービス業（所得税法施行令63条11号）である弁護士業を営む者であるところ、このような本件各支出が相手方の事業所得（所得税法27条1項）の金額の計算上必要経費と認められるためには、前記第2の2(1)ウで述べたとおり、①本件各支出が、相手方の弁護士としての事業所得を得るために経済活動において支出されたもの、すなわち、当該所得を生ずべき業務に直接関係して支出されたものであり（事業との直接関係性）、かつ、②当該支出が、客観的に見て、当該所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であること（事業遂行上の必要性）を要するというべきである。

ところで、事業所得を生じる「事業」とは、自己の計算と危険において営利を目的として対価を得て継続的に行う経済活動のことをいうのであるから（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672ページ），相手方が弁護士としての地位に基づいて行った活動の全てが所得税法

上の事業に該当するものではない。弁護士の職務は、「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般的の法律事務を行うこと」(弁護士法3条1項)であるから、弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務とは、事業主である弁護士が弁護士の地位に基づいて行う活動のうち、自己の計算と危険において営利を目的として報酬を得ることを目的として継続的に上記の法律事務を行う経済活動(以下「本来弁護士業務」ということがある。)を意味することになると解される。

これを本件についてみると、原判決もその8ページで判示するとおり、弁護士会等と個々の弁護士とは異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした活動は、会員弁護士全体の能力向上や社会的使命の達成等を目的としたものというべきものであり、それらの活動の効果(成果)は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会等に帰属するものである。そうすると、相手方が弁護士会等の役員等として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務には該当しないというべきである。

(2) 本件各支出は、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務に該当する活動において支出されたものではなく、弁護士業に係る事業収益を生み出すために必要なものであったとも認められないこと

本件各支出のうち(A)の類型の費用は、相手方が弁護士会等の役員等としての会務活動を行う上で、酒食を伴う懇親会等に出席した際に要した費用であるから、その支出は会員相互の懇親を深め、弁護士会等の会務を円滑に行うことの目的としてされた支出であり、その効果も弁護士会等の弁護士全体に帰属するものと評価されるべきものである。したがって、それらの費用は、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務に該当する活動において支

出されたものではないし、そもそも相手方の弁護士業に係る収益を生み出すために客観的に必要なものであったとも認められないものである。

本件各支出のうち(B)の類型の費用は、相手方が弁護士会等の役員等に立候補するために不可欠な費用であるが、弁護士会等の役員等に就任することは、弁護士会等の役員等としての活動を行うことを目的とするものであるから、その支出もまた、弁護士会等の役員としての活動又はその準備を行うための活動との関連で支出されたものと認められる。したがって、それらの費用も、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務に該当する活動において支出されたものではないし、その業務の遂行上客観的に必要であったとも認められないものである。

(3) 会務活動により弁護士業に係る事業ないし業務に有益な影響が生ずる可能性をもって、当該事業ないしその業務に直接関連して支出されたものということはできないこと

もっとも、相手方が弁護士会等の役員等として懇親会等に出席することや、それらの役員等に立候補するための活動を行う過程で、多くの弁護士と接する機会を得て、様々な情報交換や意見交換を行うことにより、相手方が個人事業主として行う本来弁護士業務に有益な影響がもたらされるという事態も想定される。しかしながら、既に検討したとおり、本件各支出の目的が弁護士会等の会務としての活動を行うためにあり、その活動の成果も弁護士会等に帰属するものであることを考慮すれば、それらの有益な影響は、飽くまで弁護士会等の活動を行うことを通じて間接的又は反射的に生じた効果というべきものであるから、そのような影響が生ずる可能性があることをもって、本件各支出が相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務に直接関連して支出されたものということはできない。

また、そもそも、懇親会は、その性格上、個人的な知己との交際や旧交を暖めるといった側面をも有するものであり、しかも、その会費として金銭を

支出することに対する反対給付は酒食の提供という個人の満足ないし効用であるから、懇親会における金銭の支出は家事費としての性質を有するものである。本件各支出のうち懇親会費は、既に指摘したとおり、弁護士会等の業務について支出されたものであるところ、仮にこれが弁護士個人の活動の一環としての支出の側面があるとしても、それは同時に当該弁護士個人の消費的支出（家事費）としての性格を有するのであるから、その意味では「家事関連費」（所得税法45条1項1号）に類似する。懇親会の趣旨目的は様々であるから、懇親会のための費用の支出について、その主たる部分が本来弁護士業務に必要であると一律にいえるものではないし、少なくとも本来弁護士業務の遂行に必要な部分を明らかにすることは容易ではないというべきであるから、懇親会費について弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務との関連を緩やかに解し、これを安易に必要経費と認めるることは相当ではないといるべきである（同法施行令96条参照）。

この点に関して、高松高等裁判所平成8年3月26日判決（税務訴訟資料215号1121ページ）は、歯科医師が大学医学部の関係者らを接待する費用や歯科医師会の会合費用を支出し、これらが歯科医師業務の必要経費に該当すると主張した事案において、単なる情報交換の会食や二次会の費用、慶弔費等については、これらによって患者の紹介を受け得るなど医院経営に有益なものと期待されることがあるとしても、いずれも必要経費とされない家事関連費に該当し、事業所得の必要経費にはならない旨判示している。

#### (4) 小括

したがって、本件各支出は、相手方の弁護士業に係る事業所得の金額の計算上、一般対応の必要経費として控除することはできず、消費税法上の課税仕入れにも該当しないというべきである。

- 2 本件各支出が相手方の事業所得の必要経費及び消費税法上の課税仕入れに該当すると判示した原判決は、所得税法37条及び消費税法2条1項12号の解

釈適用を誤ったものであること

(1) 原判決の要旨

原判決は、必要経費について事業に係る業務（本来弁護士業務）との直接の関係性を不要とした上で（原判決5ページ）、「弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当する」と判示し、その根拠として、弁護士会等の活動が、①弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関連するとともに、②会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであることの2点を挙げている（原判決10ページ）。

しかしながら、以下に述べるように、相手方の事業に係る業務（本来弁護士業務）との直接の関係性が認められない支出を相手方の弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することを認めるのは、家事費との区別を厳格に行い、かつ、分類された各所得のうちの特定の所得との結びつきを客観的に明らかにするために必要経費の内容及び範囲を画した所得税法37条1項の解釈を誤ったものである（下記(2)）。また、原判決が判示する上記①及び②の根拠も、弁護士会等の役員等としての活動に関連してされた支出を弁護士業に係る事業所得の金額の計算上一般対応の必要経費と取り扱うべき理由となるものではない（下記(3)）。

(2) 原判決は所得税法37条1項及び消費税法2条1項12号の解釈適用を誤っていること

ア 原判決は、本件各支出が、相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務ではなく、弁護士会等の業務について生じた費用であるにもかかわらず、事業との直接関係性の要件を不要として、事業遂行上の必要性の要件

だけで必要経費に該当するか否かを判断すれば足りるものとした上で、本件各支出が相手方の弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であるものであれば、当該事業所得の金額の計算上一般対応の必要経費に該当するとしている。

イ しかしながら、前記第2の2(1)で述べたとおり、所得税法37条1項は、所得を得るために支出した投下資本の回収部分を必要経費として控除するという考え方を前提としつつ、分類された所得に応じて公平な課税を可能とし、かつ、家事費との区別を明確にするため、一般対応の必要経費について、所得を生ずべき業務との直接の関係性があるという要件を設けているのである。ある支出が自らの事業において収益を得るために投下した資本と評価できなければ、費用と収益が対応したことにはならず、費用収益対応の原則に反することとなる。これに対し、原判決は、所得税法37条1項の「業務について」について独自の解釈をして、一般対応の必要経費に該当するために不可欠の要件である業務との直接関係性を不要とし、事業遂行上の必要性の要件を緩やかに解釈することによって、相手方が本来弁護士業務について生じたものではなく、弁護士会等の業務について生じた本件各支出を、相手方の弁護士業に係る事業所得の金額の計算における一般対応の必要経費に取り込むことができるという誤った結論に至っているものである。このように、原判決には、所得税法37条1項の解釈適用の誤り、また、その結果、消費税法2条1項12号の解釈適用の誤りがある。

(3) 弁護士会等の活動の特殊性はその活動に要する支出を弁護士個人の事業所得の必要経費とする理由とはならないこと

ア 原判決の前記①の論拠について

(7) 原判決は、弁護士会等の活動が、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を

生すべき業務に密接に関連することを理由の一つとして、弁護士会等の役員として弁護士会等の活動に要した支出を相手方の事業所得の必要経費として認めている。

(イ) しかし、弁護士会等の役員等としての活動が、会員である弁護士業務全般の改善に役立つものであるとしても、その成果は弁護士会等の活動の成果であって、弁護士会等に帰属するものであり、相手方に直接帰属するものではない。また、弁護士会等の役員等としての活動が会員弁護士の業務全般に役立つものであれば、その活動に伴う支出は、本来、弁護士会に所属する会員弁護士全員が等しく負担すべき性質のものといえるから、弁護士会等が団体としてその経費を負担すべきものであって、当該活動を行った弁護士個人が負担すべきものではないというべきである。

(ウ) 確かに、原判決が指摘するとおり、弁護士については、弁護士会及び日弁連への強制入会制度が採られていることから（弁護士法 8 条、36 条1項、47条等）、弁護士業に係る事業所得を生すべき業務を行うためには、弁護士会及び日弁連の会員でなければならず、また、弁護士会等の活動は、その役員等に選任された会員弁護士が活動することにより成り立っているといえる（甲第4号証の2及び7、乙第10号証）。

しかし、そのことは、弁護士が役員等としての活動に関連して支出した金員を、弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することを認めるべき理由とはならない。なぜなら、弁護士会等の役員等として、所属する会員弁護士の業務の改善に役立つ活動や、会員弁護士の品位を保持し、その社会的な信頼を高める活動を行うことは、正に弁護士会等の本来的な業務であり（弁護士法 31 条参照）、弁護士会等が自らの業務としてのその活動に必要な経費を負担すべきものだからである。

ところで、弁護士会等は、自治的に定めた会則等に基づき、その構成員である弁護士から、その維持・運営に要する費用としていわゆる一般会費のほか、特別会費、臨時費用、各種負担金会費、共済会費等の各種の会費を様々な機会に徴収している。こうした各種会費は、原則として全会員に納付が義務付けられ、その納付を怠れば、弁護士会から業務停止、退会命令、除名等の懲戒処分を受けることもあり得るものである（各種会費の徴収について、日本弁護士連合会会則（乙第10号証）95条、  
■弁護士会会則（甲第4号証の2）71条を、懲戒処分について弁護士法56条1項、57条をそれぞれ参照）。上記のような各種会費は、いわば弁護士として事業活動を行う資格を維持するため不可欠な費用として支払うものであるということができ、これらの会費を負担することは、弁護士が事業主として弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務に当たる活動を遂行することと直接の関係性を持ち、かつ、その業務の遂行上必要な支出であると客観的に認められるものである。したがって、これらの会費としての支出は、弁護士業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費として控除することが認められている。

しかし、弁護士会等の役員として、所属する会員弁護士の業務の改善等に役立つ活動を行うことは、飽くまで弁護士会等の業務であり、会員弁護士が事業主として弁護士業に係る事業所得を生ずべき業務としての活動には当たらないから、弁護士会等において必要な経費を負担すべき関係にあるというべきである。

(I) 以上のこととの関連で付言するに、弁護士が弁護士会等の役員等の地位に基づき弁護士会等から各種の給付を受ける場合があるが、その給付は、以下に述べるとおり、所得税法上の給与所得（所得税法28条）に該当する。

すなわち、弁護士会等の役員等として行う活動は、各弁護士会、地区

連合会及び日弁連のそれぞれの会則や関連する諸規則等に基づいて行われ、弁護士会等ひいては弁護士全体の社会的使命の達成や会員弁護士の能力向上等を目的とし、その活動から生じる成果（経済的成果を含む。）は、弁護士会等に帰属し、そのことを通じて会員である弁護士全体がその成果を享受するという関係にある。そして、弁護士会等の機関である役員等としての活動を行うため客観的に必要性があると認められる資金（会議費、通信費、電話料、旅費交通費、印刷費、広報費、交際費、活動費、その他雑費等）や人的物的資源（事務を補助する職員、役員や職員が職務を行う施設やその備品等）は、基本的に独自の資産と収入を有する弁護士会等により調達されている。こうした弁護士会等の組織における役員等の地位や活動、弁護士会等との関係からすれば、弁護士会等の役員等が当該役員等の地位に基づき弁護士会等から受ける給付は、従属性的、非独立的労務の提供の対価であり、給与所得に該当し、そのうち出張旅費等の職務の遂行に必要な一定の給付については非課税とされる（同法9条1項4号ないし8号参照）。例えば、日弁連では、報酬規定に基づき、会長には月額100万円の給与のほか、賞与及び退職慰労金が、副会長には月額40万円の給与が支給されているところ（乙第11、12号証）、日弁連はこれらを給与所得として源泉徴収の対象としており（同法183条、185条、186条等参照）、役員に同様の報酬を支給している弁護士会においても、おおむね同様の取扱いがされているのが実情である。

そして、前記のとおり、所得税法上、給与所得についても給与収入を得るために必要経費を観念することができ（最高裁判所昭和60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247ページ）、弁護士が弁護士会等の役員等としての活動に関連して支出する費用は、当該役員等の給与所得に係る必要経費に該当する。

ところで、一般に、①給与所得者は、事業所得者と異なり、自己の危険と計算において業務を遂行するものではなく、職場において勤務上必要となる施設、器具、備品等に係る費用は使用者が負担するのが通例であり、②給与所得者が勤務に関連して自ら費用の支出をする場合であっても、各自の性格その他の主観的事情を反映して支出形態や金額を異にし、必要経費と必要経費に当たらない家事関連費との明瞭な区分が困難であることが多い。また、③その数が膨大な給与所得者について実額控除を行うことは技術的にも労力的にも困難を伴うという事情もある。そこで、所得税法上は、給与所得に係る必要経費については、一定の例外（同法57条の2所定の特定支出に該当する場合）を除き、実額控除は認められておらず、同法28条の2項及び3項に定める概算控除のみが認められている（前掲最高裁判所昭和60年3月27日大法廷判決参照）。

したがって、弁護士会等の役員等が会務を行うことに伴い支出した懇親会費等は、給与所得の概算控除の対象となる支出に含まれるものというべきであるが、そのような懇親会費等を、別途、弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費と認めて控除することは、実質的に二重に控除を行うことを意味し、相当ではないというべきである。

(イ) 相手方は、前記(イ)のことに関連して、弁護士会等から役員報酬を支給されていなかった旨主張する（一審における相手方の平成23年3月7日付け準備書面(4)7及び8ページ並びに同年5月31日付け準備書面(5)3ページ）。

しかし、相手方が弁護士会等から報酬という形態での給付を受けていなかったことは、相手方と弁護士会等との間の個別的な問題であって、相手方が給付を受けていなかったからといって、それゆえに前記(イ)で述べた課税の仕組みが変容するというものではない。なお、相手方は、

少なくとも旅費、宿泊費等の支給を受けていたことはうかがわれる所以あり（甲第86号証の3「平成16年度総勘定元帳（旅費交通費）」2枚目の「貸方金額」欄3行目2万1280円及び4枚目の同13行目2万0780円、甲第87号証の3「平成17年度総勘定元帳（旅費交通費）」1枚目の同17行目2万6020円）、これらは所得税法上、給与所得に該当するが、通常必要と認められる範囲内で非課税とされている（所得税法9条1項4号）。

(b) 弁護士会等の役員等としての活動に関連して支出した費用を弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費として控除することを認めた原判決の判断は、概算控除の対象となる給与所得に係る必要経費に当たるものについて、更に重ねて事業所得の金額の計算上必要経費として控除することを認めることになるものであり、これは、所得税法が定める所得計算の方法と相容れないものであって、この点からも同法37条の解釈適用を誤るものというべきである。

#### イ 原判決の前記②の論拠について

原判決は、弁護士会等は会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであることを一つの根拠として、弁護士会等の役員等が行った弁護士会等の活動に要した支出について、当該役員等の弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に該当することを認めている。

しかしながら、弁護士会等は、弁護士等から徴収する各種会費のほか、各種の収益事業による収入（法律相談会開催の委託を受けた場合に委託者である市区町村、各種団体等から受領する委託費用、有料法律相談会における相談料、各種手数料等）や補助金等を原資として、団体としての活動を維持、運営するために必要となる費用を自ら拠出している。会員である弁護士が、各種の委員会活動などで無償で労務を提供する場面が少なから

ずあるとしても、それは組織としての活動を維持するために会員が相互に協力し、あるいは労務等の負担を受忍しているものであり、その活動が弁護士会等の業務に寄与するものであって、かつ、その負担が重く、費用や対価の支払が必要であるというのであれば、弁護士会等がこれを負担すべき関係にあるのである。弁護士会等の会長又は副会長のように弁護士会等の役員としてその業務を主体的に行うことを求められ、その遂行に多大な労力の負担を伴う場合は、既に述べたとおり、その労務の対価等として会則等に基づいて一定の金員が支払われているのであり、このことからすると、弁護士会等の委員についても、必要に応じて同じような取扱いをするのが相当であるというべきである。

したがって、弁護士会等の活動が会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであることを理由として、弁護士が弁護士会等の役員等としての活動に関連して支出した金員について、広く当該弁護士の弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費として控除することを認めることは、前記第2の2で述べた所得税法上の必要経費概念ないし必要経費性の内容に照らして、相当ではないとうべきである。

#### ウ 相手方の主張について

相手方は、処分行政庁は、相手方が弁護士会の会員として行った会務活動に伴う支出については相手方の事業所得の必要経費であると認めているところ、会務活動に伴う支出について、会員とした場合と役員とした場合とで必要経費に該当するか否かを区別する合理的な理由はない旨主張している（原判決4、5ページ、甲第85号証参照）。

しかしながら、弁護士が弁護士会等の会員として行った会務活動に伴う支出は、本来、当該弁護士の本来弁護士業務について生じたものではないから、原則的には必要経費に該当しないというべきである。もっとも、現

実には、専門的知識を活用して行われる委員会活動に委員の一人として参加する場面のように、その活動の主たる目的が弁護士会等としての活動であるのか、それとも当該弁護士の本来弁護士業務に有益な知識を得ることを目的として行われる活動であるのか、その境界が不明確なものもある。そのような場合には、その活動を行う上で支出された費用が必要経費に該当するか否かは、個別具体的な事実関係に基づき、当該活動の性質や目的、その成果の帰属先、当該活動における弁護士と弁護士会等との関係等を総合的に考慮して判断すべきものであり、処分行政庁も、会員としての会務活動に伴う支出であれば、当然に、弁護士業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に当たるとの判断をしているものではない。

相手方が会務活動に伴う支出でありながら税務調査で必要経費として認められたと主張する支出は、①役員等として行った活動に関連してされた支出であるものの、これに対応して弁護士会等から支給された旅費等（本来非課税となる給与所得であり、事業所得の金額の計算に含める必要のないもの（所得税法9条1項4号参照））を総勘定元帳の旅費交通費勘定の貸方に計上することで、旅費交通費を減額処理していたことから、敢えて上記支出を必要経費とすることを否認しなかったもの（甲第86号証の3の2枚目及び4枚目、甲第87号証の3の1枚目参照）や、②課税要件に係る立証責任が原則として課税庁側にあることから、当該支出の原因となった活動の目的や性質（その効果が弁護士会等に帰属する会務活動であるか否か）等の判断を慎重に行った結果、敢えて否認をしなかったというものにすぎず、会員としての会務活動に伴う支出であることから直ちに必要経費として認容したものではない。

#### 第4 原判決の示した判断は、課税実務に与える影響が大きく、法令解釈に関する重要な事項を含むこと

以上において述べたとおり、原判決が所得税法37条1項の一般対応の必要経費に該当するか否かの判断を行うに当たり、事業所得を生ずべき業務との直接の関係性は考慮する必要はなく、業務の遂行上必要な費用であれば足りると判断したことは、同項の解釈を明らかに誤るものであり、その解釈は、前記第2の2(2)イで引用した高等裁判所の判決と相反する判断を含むものである。

また、所得税法37条1項の誤った解釈を前提に、「弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当する」(原判決10ページ)との判断基準の下に、本件各支出が相手方の事業所得に係る一般対応の必要経費に該当するとしたことは、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用の違反を含むものである。

そして、このような解釈適用を容認した場合は、その判断基準が不明確なものであるがゆえに、合理的な根拠もなく必要経費の範囲が拡大するおそれを感じさせるものであって、本件の個別事案にとどまらず、弁護士会はもとより、医師会、司法書士会、弁理士会等の他の士業会の会務活動に付随する支出に係る課税実務全般にも多大の影響を与えるものであるから、本件は法令の解釈に関する重要な事項を含むものである。

## 第5 結語

以上のとおり、原判決は所得税法37条1項及び消費税法2条1項12号の解釈適用を誤ったものであり、高等裁判所の判決と相反する判断を含み、また、法令の解釈に関する重要な事項を含むものであるから、本件上告受理申立てを受理した上、原判決中の申立人敗訴部分を破棄し、更に相当な裁判をすることを求める。